

雲南市役所分庁舎（上下水道部庁舎）整備について

1. 現庁舎の現状と課題

4月9日、島根県西部を震源とする地震で最大震度5強を記録した大田市では、4名の重軽傷者と小規模破損を含め3500戸余りの住宅被害など甚大な被害が発生しました。

震度5弱を観測した雲南市では、1名の軽傷者、6戸の住宅被害、公共施設を含む35棟の非住宅被害、農地・農業用施設・道路・公園などで14件の被害のほか、掛合町で下水道処理施設へ重油流入などがありましたが、幸いにも人命や住宅等に大きな被害はありませんでした。

しかし、近年全国的に大規模な地震災害の発生やゲリラ豪雨といわれる局地的・突発的な豪雨も頻発し、生命・財産へ甚大な影響が出ています。

こうした地震や豪雨などの自然災害により上下水道、電気、道路などライフラインが被災しますと、生活に大きな支障をきたすことは多くの事例から明らかです。

現在の上下水道部庁舎及び付属建屋は老朽化が進み、付属建屋は耐震性を有しておらず、大規模な地震等自然災害発生時に、応急給水や復旧作業の拠点としての機能を果たすことが困難となることが懸念されており、一日も早い整備が必要となっています。

2. 災害発生時において懸念される障害

(1) 建物の倒壊・損壊により機能が喪失した場合

区分	支障となる事項
上水道施設	<p>① 遠方監視システムが使えない（図-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の水道施設（浄水場34カ所、配水池94か所、ポンプ所62か所 計190か所）の監視を現庁舎で集中監視しています。このシステムが使えないと水道水を作っている状況や施設の故障、漏水の発見など正確な現状把握や適切な対応ができません。 市内に点在している施設等に職員を配置しての対応は現在の体制（工務課9名）では困難です。 <p>② 水道管路管理システムが使えない（図-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内にある水道管の管種、口径、位置を管理しています。このシステムで水道管が破損し漏水が発生した場合に断水範囲の把握、管種・口径の把握により復旧資材の手配、また他系統からの水の融通による断水範囲の縮小などが検討できますが、使えないと迅速・適切な対応が困難となり、断水範囲の拡大などを招き、更には復旧に時間を要することになります。
	<p>① 下水道管路台帳システムが使えない</p> <ul style="list-style-type: none"> このシステムは、故障箇所を把握・特定し、そこに流入する区域を正確に把握することが可能となっています。 下水道の復旧対応では、下水の流入を止める場合もありますが、それは各家庭等の上水道を止めることになります。こうした上水道使用禁止区域を最小限にするためにもシステムを稼働できることが必要であり、上水道との連携も必要です。
収納管理	<p>① 上下水道収納管理システムが使えない</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様のデータ管理、使用料の賦課や収納状況の把握ができなくなります。

(2) 長時間の停電による各種システムが使えない場合

自然災害等大規模な災害が発生し、これに起因して長時間（1時間～数日間）の停電が発生することはこれまで多くの事例が示しています。

現在、上下水道部庁舎には自家発電設備がありませんので、倒壊等による機能喪失の場合と同様に遠方監視装置、水道管路管理システム、下水管路台帳システム、収納管理システムなど各種システムが稼働せず、早期の応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあります。

大規模な自然災害等の発生により、上下水道施設が被災することは十分に考えられますが、被災しても市民のみなさまのライフラインとしての被災の規模をいかに小さくするか、復旧までの期間をいかに短くするかが課題であり、その活動拠点として上下水道庁舎は重要であり早急な整備が必要となっています。

3. 分庁舎整備の基本方針（案）

- (1) お客様の安全・安心を守る分庁舎（防災機能・給水拠点施設、応急復旧機能の強化）
- (2) お客様が利用しやすい分庁舎（ユニバーサルデザインに配慮した分庁舎=人にやさしい建物）
- (3) 機能性を高めた経済的で効率的な分庁舎（応接・会議等のスペースの確保など）
- (4) 自然・省エネルギーに対応し、周辺環境と調和し、環境にやさしい分庁舎

4. 事業計画及び事業費（概算）435,500千円

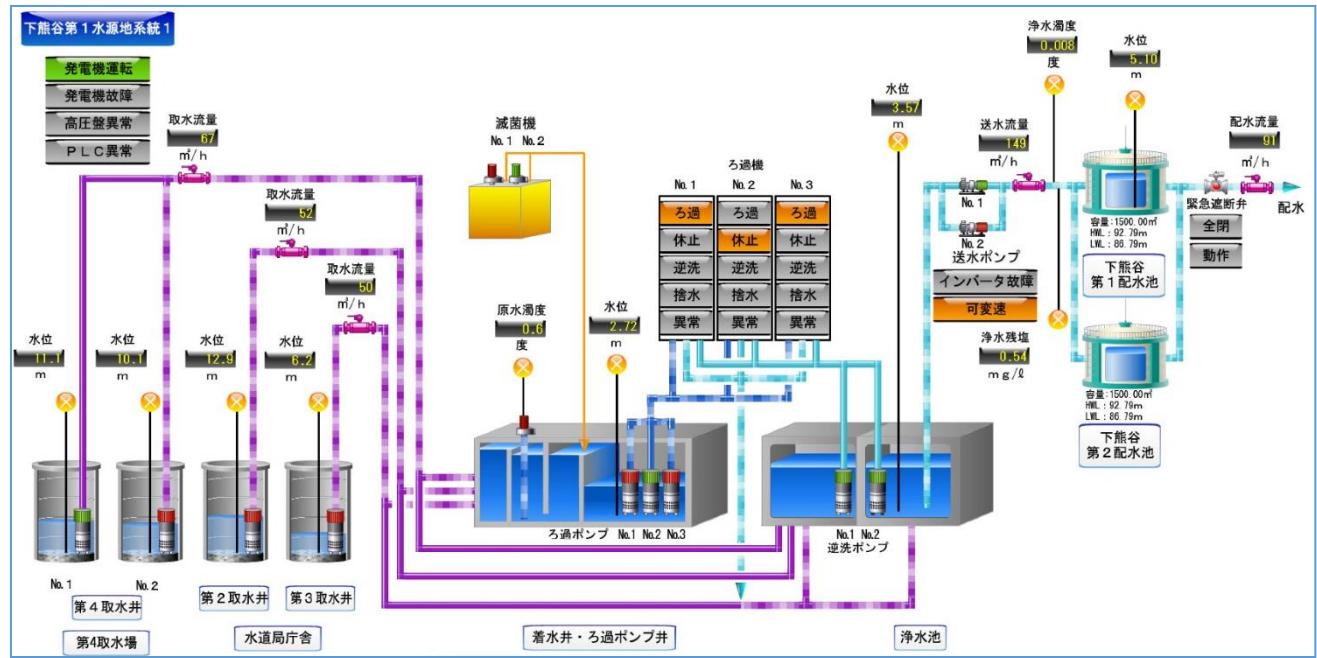
年度	項目	金額（千円）	左の財源内訳	
			起債	内部留保
30	設計業務委託	33,000	31,300	1,700
31	本体工事等	402,500	362,400	40,100
計		435,500	393,700	41,800

5. 分庁舎整備にあたっての財源について

- (1) 分庁舎整備にあたって県との協議を行った結果、平成29年11月、市役所分庁舎として整備すれば財源に合併特例債を充てることが可能であり、起債の償還金について70%部分が交付税措置されることが可能となるとの回答を得ました。
- (2) このことは建設費への負担軽減を図ることが可能となり、併せて市が借り入れる合併特例債の償還にあたって、水道事業会計から一般会計へ毎年度償還額のうち交付税措置されない30%部分を返済することで市の負担は実質的に発生しないこととなります。
- (3) 水道事業会計としても毎年度一般会計への返済は合併特例債償還額の30%部分ですので、水道事業会計の実質的負担の軽減が図れますので、今後の水道料金の見直しへの影響を最小限に抑制することになります。

*試算では、有利な起債（合併特例債）を活用した場合、現金ベースで40年間のトータルで約3億4700万円の費用の縮減が見込まれています。（単年度8,675千円）

◆遠方監視システムの例（木次町下熊谷にある下熊谷第1水源地の状況）◆ (図-1)



◆水道管路管理システムの例（大東町大東地内の管路図の状況）◆ (図-2)

